

◎佐賀県条例第34号

佐賀県税条例等の一部を改正する条例

(佐賀県税条例の一部改正)

第1条 佐賀県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(自動車税の課税免除)</p> <p><b>第111条</b> 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、<u>自動車税</u>を課さない。ただし、第3号及び第4号の自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号の<u>一</u>に該当するものに対しては、<u>自動車税</u>を課さない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 巡回診療<u>または</u>患者の輸送の用に供する自動車</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(種別割の課税免除)</p> <p><b>第111条</b> 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、<u>種別割</u>を課さない。ただし、第3号及び第4号の自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号の<u>いずれか</u>に該当するものに対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 巡回診療<u>又は</u>患者の輸送の用に供する自動車</p> <p>(3)～(5) 略</p>

(佐賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(自動車税のみならず課税)</p> <p><b>第110条の2</b> 略</p>	<p>(自動車税のみならず課税)</p> <p><b>第110条の2</b> 略</p> <p>(環境性能割の課税免除)</p> <p><b>第110条の3</b> 日本赤十字社が取得する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号の<u>いずれか</u>に該当するもの</p>

改正前	改正後
<p>(自動車の返還があった場合の環境性能割の納税義務の免除等)  <b>第111条の11 略</b></p>	<p>に対しては、環境性能割を課さない。</p> <p>(1) 救急自動車</p> <p>(2) 血液事業の用に供する自動車</p> <p>(自動車返還があった場合の環境性能割の納税義務の免除等)  <b>第111条の11 略</b>  (環境性能割の減免)</p> <p><b>第111条の11の2</b> 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、環境性能割を減免する。ただし、第3号及び第4号に該当する場合の環境性能割の減免額は、当該自動車の取得価額のうち身体に障害がある者で歩行が困難なもの(以下「身体障害者」という。)若しくは精神に障害がある者で歩行が困難なもの(以下「精神障害者」という。)の利用に供するための構造変更又は身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)が運転するための構造変更に必要な金額に当該自動車の取得に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額とする。</p> <p>(1) 身体障害者等又は身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得(当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)で知事が必要であると認めるもの</p> <p>(2) 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車に係る自動車の取得で知事が必要であると認めるもの</p> <p>(3) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められ</p>

改正前	改正後
	<p>る自動車に係る自動車の取得で知事が必要があると認めるもの</p> <p>(4) 専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車に係る自動車の取得で知事が必要があると認めるもの</p> <p>2 前項の申請は、規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、これをしなければならない。</p> <p>3 第1項第1号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、運転免許証及び規則で定める書類を提示しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の佐賀県税条例第111条の規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税の種別割の課税免除について適用し、平成28年度分までの自動車税の課税免除については、なお従前の例による。

(佐賀県固定資産評価審議会条例の一部改正)

- 3 佐賀県固定資産評価審議会条例（昭和37年佐賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(庶務)</p> <p><b>第4条</b> 審議会の庶務は、佐賀県<u>地域交流部</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p><b>第4条</b> 審議会の庶務は、佐賀県<u>総務部</u>において処理する。</p>